

千葉県告示第552号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、児童福祉法第21条の5の25第1号の規定により告示します。

令和5年6月30日

千葉市長 神谷俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
ふくろうハウス誉田 千葉県緑区誉田町2丁目24-143	非営利活動法人ふくろう 千葉県旭市蛇園2472 理事長 大竹 晴道	令和5年 7月1日	1250102330	放課後等デイサービス